

平成23年(ワ)第1291号、平成24年(ワ)第441号、平成25年(ワ)第516号、平成26年(ワ)第328号、平成31年(ワ)第93号 伊方原発
運転差止請求事件

原告 須藤 昭 男 外1337名

被告 四国電力株式会社

準備書面(100)の訂正申立書

2022(令和4)年9月12日

松山地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	薦	田	伸	夫
弁護士	東		俊	一
弁護士	高	田	義	之
弁護士	今	川	正	章
弁護士	中	川	創	太
弁護士	中	尾	英	二
弁護士	谷	脇	和	仁
弁護士	山	口	剛	史
弁護士	定	者	吉	人
弁護士	足	立	修	一
弁護士	端	野		真
弁護士	橋	本	貴	司
弁護士	山	本	尚	吾
弁護士	高	丸	雄	介
弁護士	南		拓	人
弁護士	東			翔

訴訟復代理人

弁護士 内 山 成 樹

弁護士 只 野 靖

弁護士 中 野 宏 典

原告ら2021（令和3）年9月1日付準備書面（100）について、次のとおり訂正する。

1 目次第4（3頁）について、

（誤）

「第4 気中降下火砕物濃度に関する主張（争点IV①及び②）について」

↓

（正）

「第4 気中降下火砕物濃度に関する主張（争点III②及びIV②）について」

2 第2の2(5)イ（20頁、上から2～3行目）について、

（誤）

「…（略）…連続して存在するのであり（図表8の、巨大噴火に至らないがこれに準ずる規模の噴火は発生していることが示されている。」

↓

（正）

「…（略）…連続して存在するのであり（図表8の黄色部分も多数発生している）、巨大噴火に至らないがこれに準ずる規模の噴火は発生していることが示されている。」

3 第2の2(5)ウ(ウ)（22頁、上から5行目）について、

(誤)

「このような大規模火災噴火の発生頻度は」

↓

(正)

「このような大規模火砕噴火の発生頻度は」

4 第4 (45頁) について、

(誤)

「第4 気中降下火砕物濃度に関する主張 (争点IV①及び②) について」

↓

(正)

「第4 気中降下火砕物濃度に関する主張 (争点III②及びIV②) について」

以上